

十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播

——万曆朝鮮の役から播州楊応龍の乱へ——

久 芳 崇

はじめに

本稿は、万曆二十年（一五九二）よりはじまる豊臣政権の朝鮮侵略（文禄・慶長の役、壬辰・丁酉倭乱。以下中国史料の呼称により朝鮮の役といふ）⁽¹⁾において明軍各将によつて獲得された日本軍の鉄砲（火繩銃）が、その際捕虜となつた日本兵と共に朝鮮の役後の四川播州における土司楊応龍の乱（万曆二十二年～二十八）鎮圧の際に活用されたことを明らかにし、従来の東アジア兵器交流史では看過されてきた、十六世紀末における日本式鉄砲の明朝への伝播の意義について再検討を加えようとするものである。

明朝における鉄砲の伝来については、従来の研究では概ね『籌海図編』などの記述から⁽²⁾、その製法がまずポルトガルから伝來したが精妙に模造できず、次に嘉靖二十七年（一五四八）に、密貿易の拠点として倭寇の巣窟となつていた双嶼を明軍が攻撃した際、倭寇側より獲得した鉄砲、及び捕虜となつた日本人を通して日本式鉄砲が伝來したと推定されている⁽³⁾。十六世紀半ばには、戚繼光らによつて鉄砲が積極的に導入され、倭寇対策や北辺防衛に少なからぬ効果をあげた。しかしその後、十七世紀初頭にかけての明朝における鉄砲の普及状況については、なお不明

確な点が多い。この問題に関して矢野仁一氏は、朝鮮の役において明軍が日本軍の鉄砲に苦戦したことから、十六世紀後半には日本式の新式鉄砲はあまり普及していなかつたと推測する。⁽⁴⁾ また洞富雄氏も、矢野氏の説をうけて、朝鮮の役において使用された明軍の鉄砲が依然としてポルトガルから伝來した銃を模造した、命中精度の低いものであつたと述べている。⁽⁵⁾ さらに宇田川武久氏も、趙士楨『神器譜』が朝鮮の役において威力を發揮した日本軍の鉄砲に対する対策として著されたこと、その内容が日本軍の鉄砲を凌駕する各種鉄砲の検討（日本軍の鉄砲との比較）を主としていることから、朝鮮の役以前の明朝には同時期の日本で使用されていた新式鉄砲は存在していなかつたと論じている。⁽⁶⁾ つまり朝鮮の役時点の明朝には、十六世紀半ばに伝来した旧式鉄砲が配備されているにとどまり、それは朝鮮の役で日本軍が用いていた鉄砲の性能には遠く及ばないものであつたとするのが従来の大の方の見解であるといえよう。⁽⁷⁾

ところで周知のように、朝鮮の役においては数千人を越える日本兵捕虜が発生した。⁽⁸⁾ この明・朝鮮両軍に投降し、或いは虜獲された日本兵捕虜は、朝鮮側の史料では主に「降倭」と称されるが、その「降倭」の朝鮮の役中における実態については徳富猪一郎氏以来の研究があり、彼ら（降倭）の一部が朝鮮軍に編入されて鉄砲や火薬の製法を伝え朝鮮における日本式鉄砲の普及に大きな役割を果たし、十七世紀には朝鮮において精銳な鉄砲隊が組織されたことが明らかにされている。

こうした朝鮮における鉄砲の急速な普及は、日本軍の侵略に直面し、最新の火器を配備する必要に迫られた朝鮮において、日本軍の鉄砲の威力や火器技術の高さが強く認識されていたことを示すものであろう。おそらく朝鮮の

役に際してやはり日本の鉄砲隊と対戦した明朝も、同様の対応に迫られたのではないか。しかし明軍各将によつて獲得された日本軍の鉄砲、及び捕虜となつた日本兵が、朝鮮の役以後どのように活用され、彼らの装備していた新式鉄砲が明朝の火器技術に如何なる影響を与えたのかという問題に關しては、従来の研究では朝鮮への日本式鉄砲の伝播の問題に付隨して、断片的な『李朝実錄』の記事により簡単に触れられるに過ぎなかつた。本稿では、朝鮮の役に際し明軍が日本軍から獲得した火器や捕虜を通じて、日本式鉄砲が明朝に伝播し反乱鎮圧に活用されてゆく過程について、朝鮮の役、及び播州楊應龍の乱における明軍の火器使用の実態を示す基本史料に基づき、より詳細な検討を加えたい。こうした考察を通じて、従来明朝における火器技術史研究の空白期であつた十六世紀半ばの対倭寇防備に際しての鉄砲の導入と十七世紀前半の対女真戦争における西洋式火器の本格的導入という二つの時期に介在する十六世紀末における新式鉄砲の伝播について新たな知見を示すことにしたい。

一 朝鮮の役における日本軍と明軍の火器使用状況

本節では、朝鮮の役において用いられた日本軍の鉄砲に対する明軍の認識の変化、及び実戦における明軍の火器使用の動向について検討を加え、さらに明軍が戦役の過程で獲得した日本式鉄砲とその活用の状況についても論及する。なお本節において主要な史料とするのは、戦役当初から明朝救援軍を統率していた兵部侍郎兼経略防海禦倭軍務宋応昌が各種の上奏や軍令を彙集した『経略復国要編』⁽¹⁰⁾である（以下『要編』と略称）。

日本軍の鉄砲や日本刀が、日本軍の主要兵器として朝鮮の役において威力を發揮したことについては、既に先行

研究で詳しく述べられている⁽¹⁾。特に鐵砲は戰役当初からその戰況が籠城戰、及び水上戰に伴う一定距離を保持しての戰鬪へと推移するにつれて、その威力を遺憾なく發揮するようになつた。

こうした日本軍の鐵砲を、明軍を統率する宋応昌は当初どのように認識していたのだろうか。『要編』卷三「檄大小將領」（万曆二十年十一月十六日）には、

議攻戰之勢、說者謂、倭之鳥銃、我難障蔽、倭之利刀、我難架隔。然我之快鎗、三眼鎗及諸神器、豈不能當鳥銃。倭純熟、故稱利、我生熟相半、故稱鈍。原非火器之不相敵也。倭刀雖利能死人、我刀雖稍不如、豈不能死倭哉。倭之所以能敢戰者、非緣一刀之故、其実殊死戰也。

とある。すなわち日本軍の「鳥銃」や刀は防ぎ難いと説く者があるが、明軍の諸火器の威力もこれに劣るものではない。日本軍が手強いのは、兵器の優劣ではなく兵士が火器の操作に熟練しており、また死力を尽くして戦うが故であるというのである。ここにみえる「鳥銃」とは、鐵砲の中國における呼称であり、明代では鳥鎗・鳥嘴銃とも称された。経略に着任したばかりで、未だ日本軍と直接に干戈を交えていなかつた宋応昌は、当初緒戦における日本軍の勝利の理由を日本式鐵砲の性能の高さよりも日本兵が鐵砲の操作に熟練し、且つ勇猛であったことに求めていたのである。

しかし翌万曆二十一年一月、平壤から碧蹄館にかけての実戦を経て、彼は日本軍の鐵砲の威力を認識するようになる。同書卷五「與參軍鄭文彬趙如梅書」（万曆二十一年一月十四日）には、

倭奴鳥銃甚利。……我先以大將軍砲挑擊之、彼必以鳥銃抵。我俟其放盡、方以大兵進之、必獲全勝矣。

とあり、また同書卷六「與參軍鄭同知趙知縣書」（万曆二十一年二月一日）にも、

我之火器固利、而彼之鳥銃亦足相當。如初角之時、當先施我火器、佯欲進兵、實且未進、誘其放尽鳥銃、然後一鼓下之、無難也。

とある。すなわち日本軍の鉄砲は極めて性能が高く、これに対抗するためにはまず大型火器で挑発して鉄砲を打たせ、相手の弾が尽きれば攻撃を加えるべきであると指示している。弾が尽きるまで待つという消極的な戦術は、明軍が装備する鉄砲の性能が日本軍の新式鉄砲に対して遜色があり、明軍が正面から対することが困難であったことを示すことになる。

日本軍の鉄砲は、野戦、守城などのあらゆる戦闘状況においてその威力を発揮した。特に前者の代表ともいえる万曆二十一年一月の碧蹄館での戦闘では、その前年、寧夏における哱拝の乱を鎮圧した後明軍提督として実戦の総指揮にあたった李如松の主力部隊をほぼ滅させた。先行研究ではこの戦闘について、明軍には火器を用いた戦術を得意とする浙江の兵が加わらず、李如松子飼いの騎馬軍がその主体であつたこと、直前の平壤での戦勝によつて李如松に油断があつたことなどがその敗因であるともいわれるが⁽¹²⁾、明軍はこの戦いを契機に日本軍の兵器、特に鉄砲に対し真剣な対応に迫られたのである。

それでは明軍は、朝鮮の役に際しどのように火器、特に鉄砲を装備していたのであらうか。すでに洞富雄氏は、朝鮮『宣祖実録』⁽¹³⁾によつて朝鮮の役において明軍が鉄砲を装備していた事実を示すと共に、ルイス・フロイス『日本史』⁽¹⁴⁾に基づき、明軍の鉄砲がポルトガル伝来の鉄砲の模造品であり、日本軍の新式鉄砲に比べて性能が劣るもの

であつたと論じてゐる。⁽¹⁵⁾ ただし洞氏はまた「明の援軍が使用した兵器を記した（明朝側の）資料に、鳥銃の名がまったく見えていないことは注目される」（かつて内は筆者加筆、以下同じ）とも述べており、洞氏を含め従来の研究では中国史料にあらわれた明軍の鉄砲使用の実態に関する検討は殆どなされていない。しかし『要編』所収の史料は、朝鮮の役における明軍の火器使用状況をかなり具体的に伝えている。

『要編』によれば、万曆二十年九月から十一月にかけて、宋応昌は次のようない連の檄文・上疏・軍令を記している。

- ①中国長技惟製火器為先。倭奴入犯、以不容登岸為上。各該地方原設有車載大將軍、虎蹲、滅虜、湧珠、馬腿、鳥嘴、仏郎機、三眼等項。銃砲俱稱神器。（卷一「檄天津永平山東遼東各兵巡分守等十二道」万曆二十年九月二十八日）
- ②火器如大將軍、虎蹲、馬腿、滅虜、湧珠、鳥嘴、仏郎機、三眼等銃砲、俱係常用器物、不難造集。見今旧有若干、新造若干、分發防守。如不足用、動支馬價銀、速行製造。（卷二「經略海防事宜疏」万曆二十年十月十二日）
- ③各様火器、如虎蹲、湧珠、馬腿、鳥嘴、仏郎機、三眼銃及車載大將軍等砲、見在各若干又新製及旧造堪用、可称神器。（卷二「檄遼東張總兵」万曆二十年十月十四日）
- ④破敵、必資利器。而勁弓、銃矢、火藥、火箭、三眼鎗、快鎗、鳥銃、長鎗、飛鎌、標鎗、鉤刀、仏郎機等物、即所以攻也。（卷三「議題水戰陸戰疏」万曆二十年十一月十五日）
- ⑤銅鐵大將軍、仏郎機、滅虜砲、虎蹲砲、百子銃、三眼鎗、快鎗、鳥鎗、俱要將官、督同中軍千把百總、逐一細加試驗。（卷三「軍令三十條」万曆二十年十一月三十日）

こうした史料からみて、朝鮮の役当初において準備された明軍の火器は大將軍砲や虎蹲砲、仏郎機砲といった各種大砲、鳥銃（鉄砲）、三眼銃、火箭等の類であったことが確認できる。ここにみえる大將軍砲とは、大型火器全般を指すこともあるが、ここでは明初の火器の形式の流れを汲む、先込め式の大型砲のことであろう。⁽¹⁷⁾ 虎蹲砲は、明初の火器の形式の流れを汲むもので、運搬に便利なよう小型に改良されたものである。⁽¹⁸⁾ 仏郎機砲は、ポルトガル伝来の母銃と子銃とが分離した入れ子式の大砲で、照準を有するなど明初の流れを汲む火器と比して格段に向上した性能を有していた。⁽¹⁹⁾ 三眼銃は、三本の銃筒を合体させた小型火器で、北方においてしばしば用いられたようである。⁽²⁰⁾ 火箭は、弾の代わりに箭を放つ銃筒、及び先端に火薬を点けて燃焼させながら弓弩を以て放つ矢のことである。⁽²¹⁾ つまり①～⑤の史料から明軍が伝統的な大型火器や仏郎機砲の他、鉄砲などの小型火器も装備していたことが確認できる。

ところが『要編』においては、万曆二十年十一月三十日の史料⑤を最後に、万曆二十一年の碧蹄館の戦い以降は明軍が鉄砲を装備し、実戦で活用したことと示す記事が一切あらわれなくなり、それと相反して、前掲のような日本式の鉄砲の威力に関する記事があらわれるようになるのである。『要編』からは、宋應昌による明軍の鉄砲に対する具体的評価を見出だすことはできないが、万曆二十一年十二月以降、明軍による鉄砲使用を伝える記事が姿を消すことから、おそらく先行研究でも示唆されているように、明軍の鉄砲が日本軍の鉄砲の前には殆ど無力であったことと関連するであろう。『要編』の記述にみられるこうした変化は、朝鮮の役において明軍の装備した鉄砲が日本軍の新式鉄砲の優れた性能に対抗しえず、その存在意義を失つていったことを窺わせるのである。

朝鮮の役において明軍が使用した鉄砲は、日本軍の鉄砲と比較して、具体的に如何なる点において劣つていたのであろうか。洞氏は、趙士楨『神器譜或問』（万曆二十七年序）に、

近日大小神器、易銅為鍤、舍鑄務鍛。

とあり、また何良臣『陣紀』（万曆十九年序）卷三、技用の条に、

鳥銃出外夷、今作中華長技。……但不敢連放五七、銃恐内熱火起、且慮其破。惟倭銃不妨。

とあることから、中国の鉄砲の製造法が十六世紀末に銅の鋳造から鉄の鍛造へと移行し、また朝鮮の役において明軍が使用した鉄砲は鋳銅製であり、五・六発も放てば熱を帯び破裂の危険性があるのに対し、鍛鉄製の日本の鉄砲はその心配がなかつたと指摘している。⁽²²⁾

『神器譜或問』の記述は、火器全般について述べたものであり鉄砲に限定したものではないが、鉄砲に関しても洞氏の見解は首肯しうる。『陣紀』が述べるように、明朝の鳥銃は連発耐久性に劣つていたが、このことは命中精度や射程距離にも影響を及ぼしたであらう。すなわち連発耐久性はもとより、命中精度・射程距離などの性能においても、鍛鉄製の日本の鉄砲は鋳銅製の明軍の鉄砲に勝つていたであらう。ただし洞氏は、なぜ十六世紀末に鉄砲の製造法が銅の鋳造から鉄の鍛造へと変わつたのかについては触れていないが、おそらく朝鮮において日本式鉄砲の導入が進んだのと同様に、明朝においても朝鮮の役において日本軍から獲得した鉄砲を通じて新式の鍛鉄製鉄砲が導入されていったのではないだらうか。

こうした鉄砲の性能の立ち遅れに直面して、明軍各将は戦闘の過程で日本軍の鉄砲を、日本刀や捕虜と共に積極

的に獲得していった。『宣祖實錄』卷四八、宣祖二十七年（万曆二十二）二月「己巳の条に、朝鮮備辺司の啓として、

前日各陣所得鳥銃、皆送於元帥處、太半為応索天兵之資。今後戰陣所得鳥銃、無得濫費、一一收拾、各陣軍士

逐日學習、漸次成才。

とある。⁽²³⁾ すなわち從来朝鮮軍が獲得した日本軍の鐵砲は、みな明軍の要求に応じて元帥（李如松）のもとに送られていたが、以後獲得した鐵砲は、つとめて自陣に保全し兵士に給付して訓練させ熟達をはかれといふのである。このように朝鮮が日本軍から獲得した鐵砲は、朝鮮軍によつて活用されただけではなく、明軍側の要求によつて相当数が明軍各将のもとに送られていたと考えられる。また『要編』卷七「叙恢復平壤開城戰功疏」（万曆二十一年三月四日）には、平壤から開城にかけての緒戦における日本軍からの鹵獲品の記述として、

斬獲倭級一千九百七十級夥、生擒酋首五名、奪獲倭馬三千三十二匹、倭刀、鳥銃、盔甲等器六百三十件。
とあり、明軍が戦役当初から多数の鐵砲や日本刀を獲得していくことが確認できる。

このようにして明軍各将が積極的に獲得した日本軍の鐵砲のうち、その一部は朝鮮の役終結後の万曆二十七年四月、北京において行われた凱旋式の際、長安街に戰利品として陳列された。この凱旋式の模様を記した張大復「東征獻獲記」（黃宗羲編『明文海』卷三五二、記、所収）の一部には、

麻將軍以俘獲獻天子。天子命金吾、繫鹵人、而陳所獲鎧甲、兜鍪、旌幟、器械之屬、長安街上、令吏民縱觀之。
……旗之左右車、各五七輛。所載皆銅銃、鳥銃、鉛錫銃。

とある。⁽²⁴⁾ すなわち凱旋式において明軍提督の麻貴は日本兵捕虜を万曆帝に献じたが、その際に長安街において陳列

された日本軍からの鹵獲品の中には銅銃や鉄砲などの火器も含まれていたのである。

以上本節では明軍が戦役当初から多数の日本式鉄砲を獲得したことを明らかにした。以下次節では朝鮮の役の直後に、播州楊応龍の乱鎮圧に際して明軍各将によつてそれらが活用されたことを明らかにしたい。

二 楊応龍の乱における明軍の火器使用と「日本降夷」

前節で述べたように、万暦二十六年（一五九八）八月の豊臣秀吉の死によつて、朝鮮の役が最終的に終結するまで（同年十一月）、明軍各将によつて鹵獲された日本軍の鉄砲や日本兵捕虜は相当数に上つたと考えられる。しかしこうして明軍に入った鉄砲や捕虜のその後については、従来の研究においては殆ど明らかにされていない。本節では、湖広川貴軍務總督兼四川巡撫として楊応龍の乱の鎮圧に際し明軍を統率した李化龍が上奏や軍令を彙集した『平播全書』⁽²⁵⁾（万暦二十九年序。以下『全書』と略称）により、朝鮮の役において捕獲され明軍に編入された日本兵捕虜が、その直後楊応龍の乱鎮圧において鉄砲の使い手として重要な役割を果たしたことについて検討を加えたい。

まず岡野昌子氏の詳細な研究⁽²⁶⁾によつて楊応龍の乱の経過について簡単にまとめておこう。楊氏は唐代以来、四川と貴州を結ぶ要衝である播州を根拠地とし、世襲的に当地の漢族・苗族に大きな勢力を有した土司の家柄であった。楊応龍は隆慶六年（一五七二）に宣慰使を継承し、当初は明朝に対し恭順であったが、のち在地勢力間の抗争から弾劾に遇い、これを契機に多数の苗族を率い、明朝に反旗を翻した。明朝は当初北辺の哱拜の乱や朝鮮の役の対応に追われ十分な対応ができなかつたが、朝鮮の役終結後の万暦二十七年に至り本格的な武力鎮圧を開始した。その

際朝鮮の役に従軍した明軍各将の部隊が投入され、それによつて翌年六月、海龍囤を囲まれた楊応龍は自殺して乱は終結した。これが哱拜の乱や朝鮮の役と共に史上万曆三大征と数えられる楊応龍の乱の大要である。

さて『兩朝平壤錄』卷五、播・上の条に、その討伐当初の状況として、

推用原任遼東巡撫李化龍……専勅總督川貴湖三省諸兵事。是年（万曆二十七）三月二十八起官、五月二十八到任。李公忠清謹慤、持重有謀。故特任之。此時日本退兵、朝鮮難解。將東征有名將官如劉綎者、先撤回聽用。とある。万曆二十七年、朝鮮の役が終結したことにより、明朝は總督李化龍、武将劉綎を主体とする楊応龍鎮圧軍を新たに編成し、本格的な武力制圧に乗り出した。この際まず注目すべきは、上述のように朝鮮の役に従軍した明軍各将のうち総兵劉綎、陳璘などが率いる主力部隊がそのまま楊応龍の乱の鎮圧に投入されたことである。

一方楊応龍軍は、李化龍到任の時点で十四、五万の兵力を擁していたといわれるが、その兵器に関する點では、『全書』卷七「咨文・咨固原寧夏榆林買弓箭」に、

敵長技、惟弓矢為最。

とあり、同書卷十二「書札・陳總兵」に、

播賊無火器、攻之須用火器。

とあるように、弓矢が主要なものであり、火器は有していなかつたと考えられる。このことは、同書卷三「奏議・⁽²⁸⁾二報捷音疏」に、

名賊齊用強弓、硬弩、滾木、礮石、死拒。

十六世紀末、日本式鉄砲の明朝への伝播 久芳

とあり、また同書卷四「奏議・大報捷音疏」にも、

獻俘器物……鐵劍二口、倭刀一把、苗刀三十把、花槍二十根、大弩十二張、箭箇六箇、內箭其七十枝。
とあって、楊應龍軍からの鹵獲品が刀劍や弓矢で占められていることからも裏付けられる。⁽²⁹⁾

弓矢を主要な武器とし火器を装備していなかつた楊應龍軍に対し、万曆二十七年に朝鮮から播州に投入された明軍各将の部隊は、火器を活用して攻撃し、万曆二十八年六月までに、数年来にわたり鎮圧困難であつた楊應龍軍を一気に鎮圧することに成功した。【全書】所収の、万曆二十八年二月から五月までの奏議には、この期間における明軍による火器使用の状況を次のように具体的に記している。

①准總兵陳璘報称、二月二十七日……躬督遊擊陳策……等、統率各兵、奮勇向前。各賊起伏、趨來迎敵。時方雨霽、又轉順風。用噴筒、火箭、鳥銃、百子銃、亂發夾攻。(卷三「奏議・克桑木闕烏江闕三報捷音疏」)

②(三月二十五日)本職(劉繼)分兵四面攻打。賊衆拒敵、矢石如雨。我兵銃弩夾攻、火器齊發、焚燒各處營寨、煙焰蔽空、震驚數十里外。於是兵威大振。……(二十九日)賊既拋險、仰攻為難。我兵方至箐口。賊即出閔迎敵、閔上矢石如雨、人莫敢近。本鎮向前調度、隨用火砲、鳥銃、一齊攻打。……准鎮守偏橋總兵官陳璘手本內稱……(三月二十日)遇賊對戰。我兵將百子銃、發煥、鳥銃、噴筒、西瓜砲、火煉、火砲、齊發。黑焰薰天、聲震如雷、賊衆大敗。(卷四「奏議・攻削婁山崖門等閭四報捷音疏」)

③(五月二日)南川兵用火砲、火箭、燒燬閻樓。豎梯登城、擊進閨內、與賊鏖戰、自辰至酉、銃砲斃賊甚多。(卷五「奏議・敍功疏」)

こうした記述から、陳璘（①②）や劉綎（②）など朝鮮から転戦した明軍各将が楊応龍側の城塞を攻囲し各種の火器、とりわけ鉄砲をはじめとする小型火器を有効に用いて弓矢や投石で抵抗する楊応龍軍に大きな打撃を与えたことが確認できる。ここでは火器の有無による明軍と楊応龍軍との差が決定的となつており、火器が主要兵器として用いられている。特に『全書』においては、明軍が鉄砲を効果的に活用したことを示す記述が多い。上述の史料の他にも、【全書】所収の万暦二十八年五月から六月にかけての乱鎮庄の最終局面に至る奏議には、次のような記述がみられる。

① 捏參政張棟報称……（五月十日）劉總兵親在槽下、四門鳥銃、供伊射打、賊死數多。（卷四「奏議・六報捷音疏」）

②（六月五日）賊撓險城、弩矢如流、木石如雨。我兵小卻。本道号令三軍指揮旗鼓。劉綎躬冒矢石、親打銃砲。……

我兵且卻進、火薙、槍砲、鳥銃、霹靂、齊發。賊不能支、棄兵奔退。……大銃、鳥銃、火箭、火薙、俯瞰齊發。……応龍父子親領苗、披堅出城。衝空三次。每次我兵用仏郎機、百子銃等項、直對城門齊打。賊被傷退回。

（卷五「奏議・敍功疏」）

すなわち總兵劉綎率いる部隊が、楊応龍自身が立て籠もる城塞を攻囲し、城塞から発せられる弓矢や投石に対し、鉄砲をはじめとする火器による一斉攻撃を加え、仏郎機砲などの大型火器をも併用して、楊応龍側を圧倒したのである。

先に考察したように、明軍の装備する鉄砲は、朝鮮の役において日本式鉄砲に対し殆ど威力を發揮しえなかつた。

ところが朝鮮の役終結後、直ちに楊応龍鎮压軍に投入された明軍各将の部隊では、鉄砲を中心とする火器が有効に

使用され大きな戦果をあげているのである。もちろんその要因として、強力な新式鉄砲を装備する日本軍と比べ楊應龍軍は火器を装備していなかつたことが大きいであろう。しかしそれだけではなく、朝鮮の役において明軍が日本軍から獲得した新式鉄砲が、楊應龍軍鎮圧に際していち早く活用され、従来明軍が装備していた旧式鉄砲より遥かに大きな威力を發揮したと考えられるのである。

『全書』所収の奏議には、万暦二十八年三月から四月にかけて、上述の総兵劉綎の部隊において「日本降夷」と呼ばれる日本兵捕虜が編入され、乱鎮圧に際し重要な役割を果たしたことが記されている。まず同書卷三「奏議・二報捷音疏」には、

本月（三月）初三日、又拠總兵劉綎呈称……至初一日丑時、楊朝棟等果先來犯。本職親率官兵、并各家丁、日本降夷達子、與賊大戰。從寅至午。三路夾攻、幸收全捷。

とあり、明朝の正規軍や子飼いの家丁と共に「日本降夷」を率いて楊應龍軍と戦い、勝利を収めたという。さらに同書卷五「奏議・叙功疏」では、李化龍は劉綎の戦功を上奏する中で次のように述べている。

三月初一日丑時、楊朝棟等果來衝當。号砲一鳴、伏兵齊起。綎知賊勢重大、親統守備周以德、千把總劉可春、王珠、包正龍、曹柏、胡清、何成、雷震龍、馬禹卿等各家丁、日本降夷、與賊血戰。從丑至未、鏖戰數百合、賊遂奔潰。我兵大獲全勝。……（四月）十七日、劉綎分兵三路。……即親領指揮千把總李朝棟、何奮武、游汝壁、周大賢、何維翰、陳道南、王臣、陳子名、孟相等、并各降夷日本、逐處應援。

すなわち劉綎が麾下の部隊や家丁、及び「日本降夷」を率いて楊應龍軍と激戦を展開し、或いは救援に赴いたと

いうのである。上述の『全書』の記事では、日本兵捕虜と鉄砲との関連について明確に述べられてはいないが、『平播日録』（著者不詳、万曆二十八年十月後付。『皇明脩文備史』所収）には、

是日（六月四日）劉總兵衣短衣、率親兵真倭數人、各挾鳥銃、雜戎行立城下。城上賊欲發弩、纔越女牆見半面、而矢已先及之矣。賊始不知。已一賊大呼曰、劉總爺至矣。衆賊轟然奔散。

とある。明軍の一員として従軍したと推定される著者によれば、乱の最終局面である六月において、劉綎が麾下の「真倭」数人と共に、「鳥銃」を携えて楊應龍軍の城塞に突入し、楊應龍軍の兵は驚愕して奔走したというのである。こゝにある「鳥銃」とはおそらくは日本軍から獲得した鉄砲であつたと考えられる。

既に先行研究において略論されているように、朝鮮の役において明軍は一貫して日本兵捕虜の獲得に積極的である⁽³¹⁾。『宣祖實錄』卷一三、宣祖三十一年（万曆二十七）五月壬子の条に、

李德聲啓曰、臣思慮不密、處事輕率。頃日、欲得劉提督降倭、傳習毒藥造作之法者、只欲圖利益於國。而不料展轉差謬。終至誘斬。

とあるように、劉綎自身も「降倭」を麾下に受容していたことが確認される。

『神器譜』卷四「說銃六十九條」に、

西洋并倭鳥（銃）、必須歲月學習、方能到家。諸銃不須一月專心、便能打放。向教家人西洋及倭鳥銃、一歲不成。

とあるように、日本式鉄砲の操作に熟達するためには一年以上の修練が必要であったとされる。朝鮮の役で捕虜と

なつた日本兵が熟達した鉄砲の使い手として直後の楊応龍の乱において鉄砲隊として活用されたことは想像に難くない。

以上楊応龍の乱における明軍の火器使用状況について検討を加えた。精銳な新式鉄砲を装備した日本軍との戦闘を経験し播州に赴いた明軍各将は、日本軍から獲得した鉄砲をはじめとする火器を主要兵器として用い、火器のない楊応龍軍を圧倒した。そしてその際、子飼いの家丁と共に明軍各将の下で主要な戦力となつたのが、「日本降夷」と称された日本兵捕虜だったたのである。

おわりに

本稿の考察を要約すると以下のようになる。

『要編』の記述から、明軍が朝鮮の役において仏郎機砲などの大型火器の他、鳥銃（鉄砲）などの小型火器を装備していたことは確認できるが、それは日本軍の新式鉄砲の性能には及ばないものであった。従来から指摘されているように、朝鮮では日本軍の侵略を契機に新式鉄砲が本格的に導入されるが、日本式鉄砲に直面した明軍各将も戦役を通して日本兵捕虜を収容・連行すると共に日本軍の新式鉄砲の獲得につとめた。

朝鮮の役終結の直後、劉綎、陳璘ら明軍の主要部隊は朝鮮から四川播州の楊応龍の乱鎮圧へと直接に投入された。朝鮮の役とは対照的に明軍は鉄砲を中心とする火器を有効に活用し、火器を装備しない楊応龍軍を圧倒した。その際鉄砲の使い手として大きな役割を果たしたのが、朝鮮の役において明軍各将に捕獲された「日本降夷」と称され

る日本兵捕虜であった。彼らが使用した鉄砲も日本軍から鹵獲したものを主としたであろう。

楊応龍の乱終結後、中国各地では朝鮮の役や楊応龍の乱に従軍し、新式鉄砲の威力を認識した武将らによつて日本式鉄砲も各地に伝播し活用されたものと考えられる。『神器譜』防虜車銃議の条⁽³⁴⁾には、万曆三十年前後の遼東における女真や蒙古との攻防に関して、

近日退虜、亦不過日本鳥銃。

とあり⁽³⁵⁾、女真や蒙古との対戦においては「日本鳥銃」が大きな威力を發揮すると述べている。この「日本鳥銃」とは日本軍から獲得した鉄砲か、それを範に模造された日本式の鉄砲を指すものであろう。その後、周知のように『神器譜』においては日本式鉄砲の他、オスマン帝国の鉄砲である噜蜜銃やヨーロッパ式鉄砲の製造法や操作法が紹介・検討され、十七世紀前半にはこうした鉄砲はオランダ式の新式大砲である紅夷砲⁽³⁶⁾と共に対女真戦争において明軍の最も有力な武器となつた。崇禎二年（一六二九）の徐光啓「破虜之策甚近甚易疏」⁽³⁷⁾には、対女真対策について述べて、

虜之畏我者一。丙寅以後始畏大銃、丙寅以前独畏鳥銃。所独畏於一物、謂其及遠命中故也。

とある⁽³⁸⁾。「丙寅」とは天啓六年（一六二六）、マルハチ率いる女真軍と寧遠城を守る明将袁崇煥との攻城戦を指し、「大銃」とは紅夷砲を指す。すなわち寧遠の戦い以前に対女真作戦で最も大きな威力を發揮したのは鉄砲であり、それ以後紅夷砲が加わつたというのである。十七世紀前半の明朝と女真との対戦における火器使用については、從来イエズス会士の指導により製造された紅夷砲などの大型火器を中心に多くの研究がなされているが、それ以前は

むしろ鉄砲などの小型火器の役割が大きかつたと考えられる。しかし十七世紀前半の明朝における鉄砲など小型火器使用の実態について、なお十分な検討がなされてはおらず、今後の課題とすることにしたい。

註

- (1) 朝鮮の役については、池内宏『文禄慶長の役』正編第一（南満州鉄道、一九一四年）、別編第一（東洋文庫、一九三六年）、徳富猪一郎『近世日本国民史・豊臣氏時代』丁編（民友社、一九二一年）、戊編・己編（同、一九二二年）、石原道博『文禄・慶長の役』（堺書房、一九六三年）、中村栄孝『日鮮関係史の研究』中（吉川弘文館、一九六九年、以下中村『関係史』と略称）、李光涛『朝鮮「壬辰倭禍」研究』（中央研究院歴史語言研究所、一九七二年）、李燭錫『壬辰戦乱史』上・中・下（東洋図書出版、一九七七年）、鄭櫻生『明・日関係史の研究』（雄山閣出版、一九八五年）、北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』（校倉書房、一九九〇年）、同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』（吉川弘文館、一九九五年）、等参照。
- (2) 『籌海図編』卷二三、経略の条に、「予按鳥銃之製、自西番流入中国。其來遠矣。然造者多未尽其妙。嘉靖二十七年都御史朱紈、遣都指揮使盧堂、破双嶼獲番酋善銃者。命

義士馬憲製器、李槐製薬。因得其伝而造作、比西番尤為精絕云。」とある。

(3) 明代における鉄砲の伝来については、矢野仁一「支那に於ける近世火器の伝来に就て」（『史料』二卷三・四号、一九一七年）、長沼賢海『元明に於ける火器と我が鉄砲』（『日本文化史の研究』教育研究会、一九三七年）、吉田光邦「明代の兵器」（敷内清編『天工開物の研究』恒星社厚生閣、一九五三年、以下吉田「兵器」と略称）、和田博徳「明代の鉄砲伝来とオスマン帝国」（『史学』三一卷一―四号、一九五八年）、洞富雄『種子島銃』（淡路書房新社、一九五八年）、同『鉄砲伝来とその影響―種子島銃増補版』（校倉書房、一九五九年）、同『鉄砲―伝来とその影響』（思文閣出版、一九九一年、以下洞『鉄砲』と略称）、有馬成甫『火砲の起源とその伝流』（吉川弘文館、一九六二年、以下有馬『伝流』と略称）、藤井宏「神器譜の成立」（『岩井博士古稀記念典籍論集』一九六三年、以下藤井「神器譜」と略称）、Joseph Needham, *Science and civilisation in China*

in China, Vol.5: Chemistry and chemical technology, Pt. 7: Military technology; The gunpowder epic, Cambridge University Press, 1986、王兆春『中国火器史』（軍事科学出版社、一九九一年、以下王兆春『火器史』と略称）、宇田川武久『東アジア兵器交流史の研究』（吉川弘文館、一九九三年、以下宇田川『交流史』と略称）、春名徹「[アジアにおける銃と砲]」（『アジアのなかの日本史』VI、東京大学出版会、一九九三年）、李洵「明代火器的發展与封建軍事制度的關係」（『下学集』中国社会科学出版社、一九九五年）、閻素娥「[関于明代鳥銃的来源問題]」（『史学月刊』一九九七年一期）、岸本美緒『東アジアの「近世』』（山川出版社、一九九八年）等参照。なお『神器譜』には嚙蜜（オスマン帝国）伝來の鉄砲である嚙蜜銃についての記述があり、ニーダム氏はこの嚙蜜銃が明代初伝の鉄砲であるとしている（ニーダム前掲書四四四頁）。しかし和田氏、洞氏が既に述べるように、この嚙蜜銃を所持していたという嚙蜜（オスマン帝国）使節の来朝は早くても嘉靖二十八年、おそらくは嘉靖三十三年であると考えられ（和田前掲論文六九七、七一五頁、洞『鉄砲』一八二—一八五頁）、日本の鉄砲が伝來したとする嘉靖二十七年よりは後のことであると思われる。また『神器譜』に記述されるように、

この嚙蜜銃は万曆二十五年に至るまで殆ど知られぬまま、使節の一員でその後帰化した人物のもとに藏されていたものであり、明朝側に注目されるには至っていないようである。以上の理由から、この嚙蜜銃が初伝の鉄砲とはいえないようであり、「嚙蜜銃伝來の史的意義はボルトガル人によつてたらされたものほど早期には実現しなかつた」（藤井「神器譜」五八九頁）と言えよう。

(4) 矢野前掲「支那に於ける近世火器の[伝來に就て]」四一~四八頁。

(5) 洞『鉄砲』二七六~一八二頁、二三四〇~三四四頁。

(6) 宇田川『交流史』一四三~一四五頁。

(7) ただし朝鮮の役以前における明朝の鉄砲が、ボルトガル伝來のそれを模造したものであり、嘉靖二十七年に伝來したという日本の鉄砲を模造したものではないとは必ずしもいえないと思われる。この問題を考証するには、明朝に伝來したとされるポルトガルの鉄砲の検討はもとより、嘉靖二十七年の時点における日本の鉄砲と、その後四十余年を経て様々な改良を加えられたであろう万曆二十年の時点におけるそれとの性能差をも検討すべきであろう。

(8) 中村『関係史』四三八頁、貫井正之『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』（青木書店、一九九六年）二二六五頁。

(9) 朝鮮史料中にみられる日本兵捕虜の呼称は、他に「投降倭」「帰順倭」「生擒倭」などがある。内藤鶴輔『文禄・慶長役における被擄人の研究』(東京大学出版会、一九七六年)四九九・五〇〇頁、貫井前掲『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』二三九・二四〇頁、等参照。

(10) 明万曆刊本。華文書局影印本、一九六八年。著者宋応昌(嘉靖十五年(万曆三十四年))は、字は時祥、仁和県の人。嘉靖四十四年進士。山東巡撫を経て万曆二十年、兵部侍郎兼欽差經略薦遼保定山東等處防海禦倭軍務として朝鮮へ赴き、以後明軍の最高責任者として活動するも、翌年十二月、日本の「封貢」策中止と共に更迭された。『要編』は朝鮮の役初期において彼が記した奏疏・咨檄等を年月順に収録したものであり、明軍の実態を知る上で極めて具体的な史料を提供するものである。繆鳳林『經略復國要編提要』(華文書局影印本所収)、中村『関係史』一六八頁、汪向榮「從『經略復國要編』看壬辰抗倭戰事」(中日関係史文献論考)岳麓書社出版、一九八五年)、等参照。

(11) 朝鮮の役における日本軍の兵器については、所荘吉『火縛銃』改訂版(雄山閣出版、一九六九年)、吉岡新一『文禄・慶長の役における火器についての研究』(朝鮮學報)一〇八輯、一九八三年)、洞『鉄砲』、宇田川『交流史』、

等参照。

(12) 德富前掲『近世日本国民史・豊臣氏時代』戊編、二七・二五四頁、石原前掲『文禄・慶長の役』七八頁、李光涛前掲『朝鮮壬辰倭禍』研究八三・一一六頁、李烟錫前掲『壬辰戰乱史』中、一〇六・一二一六頁、鄭樸生前掲『明・日關係史の研究』五一・五一四頁、等参照。

(13) 『宣祖實錄』卷二九、宣祖二十五年(万曆二十一年)八月庚子の條に、「臣路上見南兵來到、皆是步軍、所持器械、皆敏捷、多帶倭銃筒、火砲諸具。其人皆輕銳、所著巾履、與遼東北京之人不同。」とある。

(14) ルイス・フロイス(松田毅一等訳)『日本史』2(中央公論社、一九七七年)二七九頁に、「彼ら(明軍)の鉄砲は、どのように発射されるのか不可解である。というのは、無数に発砲した後も、そのための死傷者が一人も出なかつたからである。」とある。

(15) 洞『鉄砲』三四〇・三四四頁。

(16) 洞『鉄砲』二八二頁。

(17) 吉田「兵器」一八二・一八四頁、有馬『伝流』一七四・一八六頁、等参照。

(18) 吉田「兵器」一八三頁、有馬『伝流』一八六・一九〇頁、宇田川『交流史』三三八・三三五頁、等参照。

- (19) 吉田「兵器」一八二～一八五頁、有馬『伝流』五一〇
　　（五八一頁、王兆春『火器史』一一五）一三四頁、宇田川
『交流史』三三六～三四一頁、等参照。
- (20) 有馬『伝流』二〇一～二〇五頁、宇田川『交流史』三
四一～三四五頁、等参照。
- (21) 吉田「兵器」一八一頁、王兆春『火器史』一六七～一
七二頁、等参照。
- (22) 洞「鉄砲」二七六～二八二頁。
- (23) 宇田川『交流史』三九五頁。
- (24) 李洵前掲「明代火器的發展与封建軍事制度の關係」三
八頁。
- (25) 『叢書集成新編』所収。著者李化龍（嘉靖三十三年～
万曆三十九）は、字は子田、長垣県の人。万曆二年進士。
遼東巡撫などを経て万曆二十七年、湖廣川貴軍務總督兼四
川巡撫となり楊應龍軍討伐にあたった。『明史』卷二二八
に伝がある。『全書』は、万曆二十七年の總督到任以降、
楊應龍軍鎮压までの経緯を最も詳細に記したもので、厖大
な奏議・咨文・牌票・書札を彙集している。
- (26) 岡野昌子「明末播州における楊應龍の乱について」
（『東方学』四一輯、一九七一年）。
- (27) 岡野前掲「明末播州における楊應龍の乱について」六
八頁。
- (28) 相田洋「春画と厭勝」（『中国中世の民衆文化』中国書
店、一九九四年）五一頁。
- (29) なお歎獲品の中に「倭刀」とあり、これは倭寇や貿易
を通じて明朝に流入した大量の日本刀の一部であつたとも
考えられるが、或いは明軍が朝鮮の役で獲得した日本刀が
楊應龍軍の手にわたり、再び明軍に歎獲された可能性も考
えられよう。
- (30) 相田前掲「春画と厭勝」五一～五二頁。相田氏は、実
戦において本格的に火器が導入される十六世紀後半から十
七世紀前半は、火器の有無による官軍と反乱軍との軍事的
格差が決定的となる時期といえ、その格差を埋めるものと
しての呪術的行為が反乱軍内では広く行われたと述べられ、
その最も古い例として楊應龍の乱を挙げている。
- (31) 内藤前掲「文禄・慶長役における被擄人の研究」五〇
五～五〇六頁、貫井前掲「豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵
研究」二四一頁。なお明朝による日本兵・捕虜の処置につい
ては、別稿においてより詳細に検討する予定である。
- (32) 内藤前掲「文禄・慶長役における被擄人の研究」五〇
四頁。
- (33) 『和刻本明清資料集』第六集（汲古書院、一九七四年）

所収。『神器譜』は『玄覽堂叢書』初集第一八（台北・国
立中央図書館、一九八一年）に原刻本を収める他、書き下
ろし部分を含む集成本もあり、その和刻本が『和刻本明清
資料集』所収のものである。『神器譜』の成立過程、及び
成立年代については藤井「神器譜」参照。

(35) 前掲『玄覽堂叢書』初集第一八所収。

- (36) 洞『鐵砲』二七八頁。
- (37) 紅夷砲については、有馬『伝流』五九五~六一五頁、
王兆春『火器史』二三四~二三三頁、等参照。
- (38) 「徐光啓集」上（王重民輯校、上海古籍出版社、一九
八四年）所収。
- (39) 有馬『伝流』六一四~六一五頁。